

乳児等通園支援事業と一時預かり事業について

【事業者】

事業名	対象児童	利用時間	利用料金	予約方法	併用	事務処理
乳児等通園支援事業	6か月～2歳	月10時間	国標準300円/時間 +給食費・雑費等 ※各施設で設定	総合支援システムから受付 (こども家庭庁所管)	利用者から希望があれば、一時預かりと併用は可能。例えば、乳児等通園支援事業の月10時間利用を超えた場合には一時預かりの制度の利用へ切り替える、など。	<ul style="list-style-type: none"> 予約の受付 利用者数の実績報告 利用料の授受等 支援計画の作成 月10時間の上限管理
一時預かり	就学前児童	月14日	4時間以内900円 4時間超1,800円 +給食費・雑費等	保護者から直接受付 (電話またはメールなど)		<ul style="list-style-type: none"> 予約の受付 利用者数の実績報告 利用料の授受等

【利用者】

事業名	対象児童	利用時間	利用料金	予約方法	使いやすさ	併用
乳児等通園支援事業		同上		総合支援システムから予約 (こども家庭庁所管)	施設と相談のうえで毎月、定期的(不定期)な利用日を決める。	同上
一時預かり				施設へ直接連絡 (電話またはメールなど)	事前予約にて利用日を決める。ただし希望日に利用ができない場合もある。	

【市町村(幼保運営課)】

事業名	財源	事務処理
乳児等通園支援事業	乳児等のための支援給付費負担金 (負担割合は国2分の1、県・市4分の1ずつ)	<ul style="list-style-type: none"> 施設から利用者数の報告受付 交付金の実績報告 対象となる児童の認定 月10時間を超えた利用がないかの確認 など
一時預かり	子ども・子育て支援交付金 (負担割合は国・県・市で3分の1ずつ)	<ul style="list-style-type: none"> 施設から利用者数の報告受付 交付金の実績報告 など